

届出窓口 (東京都内における届出先はこれまでと同じです。)

20140613

大気汚染防止法及び環境確保条例の届出窓口

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口
23区	全ての工事	各区の環境主管課
八王子市	全ての工事	八王子市環境部環境保全課
市(八王子市を除く)	延べ面積が 2,000m ² 未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が 2,000m ² 以上の建築物 全ての工作物	東京都環境局多摩環境事務所 環境改善課 (電話：042-523-3171)
西多摩郡の町村	全ての工事	東京都環境局環境改善部 大気保全課 (電話：最下欄)
島しょ	全ての工事	東京都環境局環境改善部 大気保全課 (電話：最下欄)

大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出対象

工事の内容	届出様式	大気汚染防止法	環境確保条例
		様式第3の4	第35号様式
吹付け石綿の使用面積	15m ² 以上	○	○
	15m ² 未満		—
吹付け石綿、保温材等が使用されている 建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	500m ² 以上	○	○
	500m ² 未満		—

※大気汚染防止法の様式第3の4は変更されました。

なお、環境確保条例の第35号様式は変更がありません。

- ・環境省 石綿(アスベスト)問題への取組
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- ・東京都 アスベスト情報サイト
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/asbestos/index.html
- ・厚生労働省 改正石綿則と労働者の石綿ばく露防止措置の実施に係る技術上の指針について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

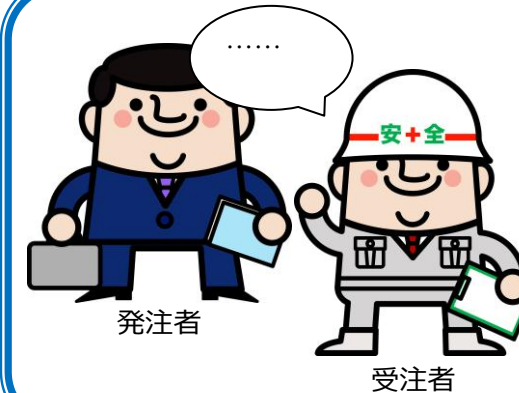
この資料の内容についての問い合わせ先：
東京都環境局環境改善部大気保全課 03-5388-3493

解体工事を実施される皆様へ

大気汚染防止法・環境確保条例が
改正されました

アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等工事に係る大気汚染防止法及び東京都環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)が改正され、平成26年6月1日から施行されました。

改正の主なポイント

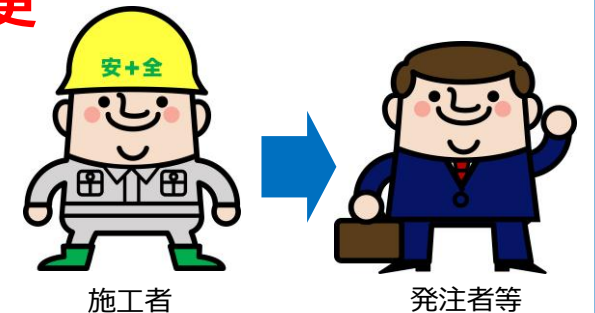


解体等工事の事前調査及び説明の義務付け

解体等工事の受注者又は自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、受注者は発注者へ調査結果を書面で説明することが義務付けられました。

特定工事の届出義務者の変更

大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出義務者が工事の**施工者**から、特定工事の**発注者**又は特定工事を**自ら施工する者**(発注者等)に変更されました。

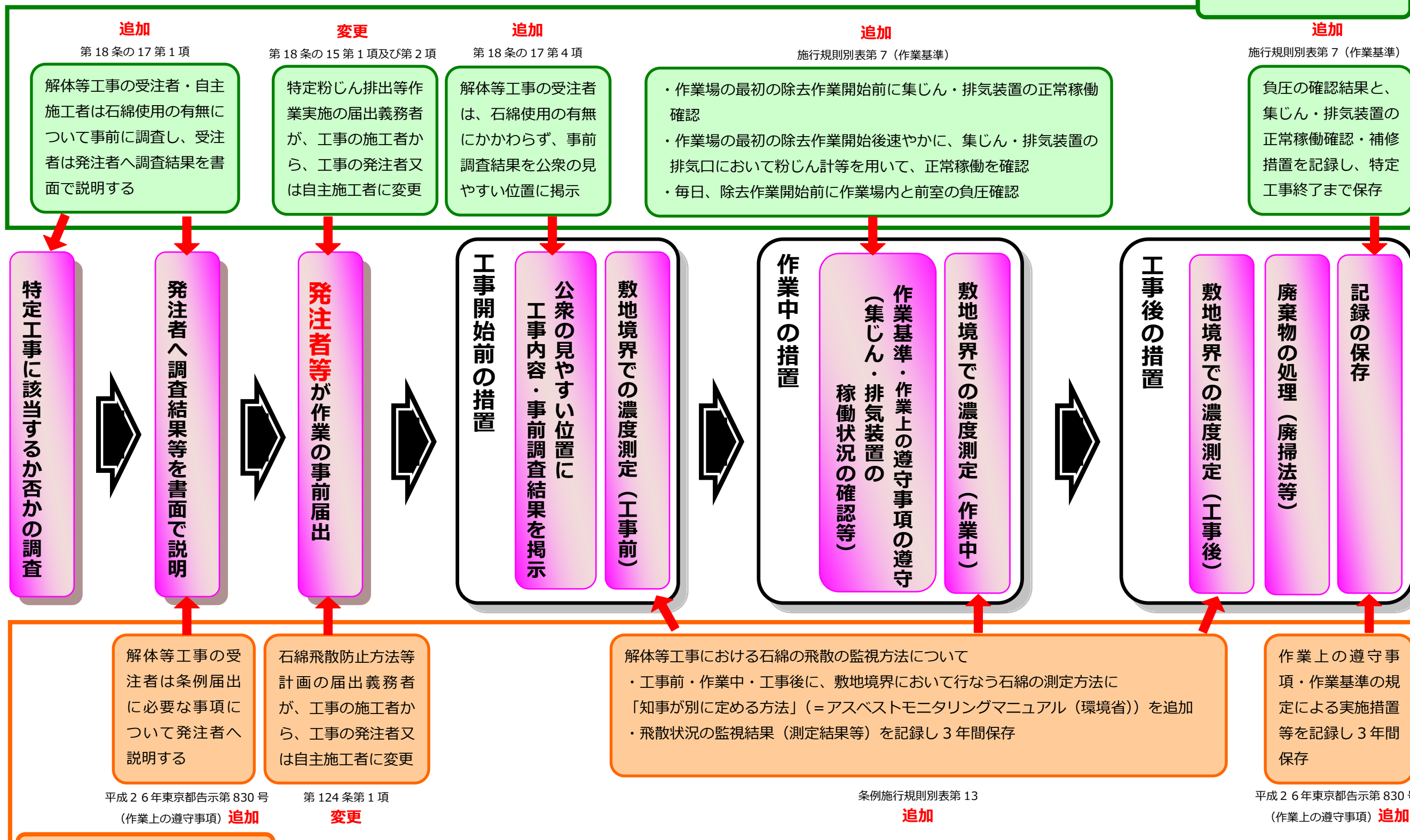


※特定工事とは、解体等工事のうち特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を言います。



アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等工事の流れと法令の主な改正内容

大気汚染防止法



東京都環境確保条例